

# 「エゾシカ対策条例（仮称）」素案

## I 総則

### 1 目的

この条例は、北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年条例第9号）第3条の基本原則にのっとり、エゾシカの対策に関し、基本方針を定め、並びに道の責務及び事業者、道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、規制その他必要な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もってエゾシカと道民生活や産業活動との軋轢の軽減を図り、人とエゾシカとが恒久的に適切な関係を保つことのできる豊かな環境の実現を目的とします。

### 2 定義

必要な用語を定義します。

### 3 基本方針

- (1) エゾシカの生息数及び被害の発生状況などを的確に把握して、科学的知見に基づき、状況に応じた迅速で実効性のある施策を展開するものとします。
- (2) エゾシカは道民共有の貴重な財産であり、その価値を最大限に活用するものとします。
- (3) エゾシカの対策の推進に当たっては、道民意見を反映し、きめ細かく情報提供及び普及啓発を実施し、道民理解の増進を図るものとします。
- (4) エゾシカの対策を実施する場合には、国、道、市町村、事業者、民間の団体及び研究機関等が十分に連携して取り組むものとします。
- (5) エゾシカの対策は生息数、被害状況及び活用可能な資源などを考慮しながら、地域の特性並びに課題に応じた取組を推進するものとします。

### 4 道の責務

国、市町村、事業者、道民、民間の団体及び研究機関等と連携し、エゾシカの対策を推進するために必要な総合的かつ計画的な施策を策定・実施するものとします。

### 5 道と市町村の連携

道は、エゾシカの対策を推進する上で市町村の役割は重要であることから、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

### 6 事業者の役割

エゾシカの対策に関する道が実施する施策に協力するものとします。

### 7 道民等の役割

エゾシカは、生物の多様性の重要な構成要素の一つであるとともに、道民共有の貴重な財産であることについて理解し、道が実施するエゾシカの対策に関する施策

に協力するものとします。

## Ⅱ 基本的施策

### 【1 エゾシカの対策を推進するための基本的な計画の策定】

#### 8 エゾシカの対策を推進するための基本的な計画の策定

- (1) 知事は、条例に基づきエゾシカの対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるとともに、定期的に点検及び評価し、並びに公表することとします。
- (2) 計画は、次に掲げる事項を定めることとします。
  - ①エゾシカの対策に関する目標
  - ②エゾシカの対策に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - ③その他エゾシカの対策に関する必要な事項
- (3) 知事は、計画を定め、又は変更するときは、道民意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 知事は、計画を定め、又は変更するときは、北海道環境審議会の意見を聴くものとします。
- (5) 知事は、計画を定め、又は変更するときは、遅滞なく公表するものとします。
- (6) 知事は、条例に基づき策定する計画に掲げる目標の実現に向けて年度や地域ごとに捕獲目標を定めた実行計画を策定し、捕獲目標達成のため市町村に対して必要な技術的な助言を行うこととします。

### 【2 個体数の管理】

#### 9 状況に応じた対策

- (1) エゾシカの生息状況や農林業被害の状況に応じて、「狩猟」「許可捕獲」「計画的な捕獲」の3つの手段を効果的に組み合わせながら、科学的な知見などに基づくフィードバック管理手法による個体数管理を行うものとします。
- (2) 地域において自然条件及び社会条件を考慮し、効率的かつ効果的な捕獲手法の活用の推進を図るものとします。

#### 10 緊急対策等の実施

- (1) 個体数管理を効果的に推進するため「一斉捕獲推進期間」を設定し、一斉捕獲を推進することとします。
- (2) 生息数や農林業被害額が著しく増加したと判断される場合には、「緊急対策期間」を設定し、各関係機関と連携を図り、捕獲対策を強化すること。また、特定の地域が同様の状況にあると判断される場合には、「特定重点対策地域」に指定し、捕獲対策を支援することとします。

#### 11 個体数管理に伴う生物の多様性の保全への配慮

エゾシカの個体数管理の実施に当たっては、生物の多様性の保全に配慮することとし、エゾシカの捕獲時には、鉛弾の所持を禁止することとします。

### 【3 担い手の確保及び育成】

## **12 捕獲の担い手の確保**

- (1) 捕獲体制を維持していくため、道民に対して狩猟の社会的な意義を普及することによって、狩猟免許所持者の確保に努めることとします。また、免許所持者に対して研修の充実を図ることとします。
- (2) 市町村の許可捕獲体制の維持及び計画的な捕獲を支援するための人材を育成するとともに、捕獲支援者活用のための制度の構築その他必要な措置を講ずるよう努めることとします。
- (3) 道外狩猟者の受入れ促進に向けて、必要な措置を講ずるよう努めることとします。

## **13 捕獲や管理の担い手の育成**

地域における総合的な施策の企画立案及び推進管理を行う人材の育成並びに活用のため必要な措置を講ずることとします。

## **【4 有効活用の促進】**

### **14 有効活用の促進**

- (1) エゾシカが有する自然資源としての価値を最大限に活用するため、有効活用を促進することとします。
- (2) 狩猟者への衛生教育等の充実など、食肉としての活用に向けて、安全・安心の確保及び普及啓発に努めることとします。
- (3) 教育資源及び観光資源などとして活用することを推進し、地域の多様な産業活動の振興に資することとします。

## **【5 被害防止対策の推進】**

### **15 被害防止対策の推進**

- (1) 地域におけるエゾシカの生息状況や農林業被害状況、交通事故の発生状況及び生物多様性への影響などの実態把握に努め、関係機関と連携を図り効果的な被害防止対策を講じることとします。
- (2) 道路管理者及び交通関係事業者は、効果的な事故発生防止対策に努めることとします。
- (3) エゾシカが原因で発生した交通事故の積極的な情報収集及び注意喚起に努めることとします。
- (4) エゾシカによる被害等の状況に応じた対策を講じることのできる制度の構築に努めることとします。
- (5) 地域の実情に応じた対策の構築にむけて、関係事業者との連携を検討するなど、民間活力の導入を推進することとします。

## **【6 調査研究の充実】**

### **16 調査研究の充実**

- (1) エゾシカの対策を適切に推進していくために、エゾシカの生息状況、生物多様性への影響など総合的かつ継続的なモニタリングと生態の把握をし、エゾシカが罹患する可能性のある感染症について科学的な知見の集積及び分析に努めることとします。
- (2) 捕獲効果を高めるため、必要に応じた越冬地調査を実施することとします。
- (3) エゾシカの対策を効率よく推進するため、新たな捕獲技術及び被害防除技術の

開発研究の充実に努めることとします。

- (4) エゾシカの対策に必要な調査研究は、大学及び研究機関と連携して推進することとします。

## 【7 事故及び違反の防止】

### 17 事故及び違反の防止

- (1) 狩猟免許所持者に対して、関係法令遵守の徹底と安全意識の向上を図ることとします。
- (2) 関係機関が連携して、事故や違反捕獲の未然防止に向けた監視体制を整備することとします。

## 【8 捕獲個体の適正処理の促進】

### 18 捕獲個体の適正処理の促進

- (1) エゾシカを捕獲した者が捕獲個体を廃棄物として排出する場合に適切に処理できるよう情報提供に努めることとします。
- (2) 適正処理について法令遵守の徹底を図るため、地域における巡回指導を充実するとともに、関係団体等の協力を得ながら、地域単位での自主的な監視指導体制の構築に努めることとします。

## 【9 顕彰】

### 19 顕彰

エゾシカの捕獲に関連する事故の防止その他のエゾシカの対策に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとします。

## Ⅲ 施策を推進するための協議の場

### 20 施策を推進するための協議の場

- (1) この条例の施行のため、必要な連絡及び協議の体制を整備するものとします。
- (2) エゾシカの対策について専門的知見を持つ者から助言を得るものとします。

## Ⅳ その他

### 21 財政上の措置

エゾシカの対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

### 22 規則への委任

条例の施行に関し必要な事項は規則で規定するものとします。

### 23 罰則

条例の施行に関し必要な罰則を定めます。